

専 第 1 1 号

専 決 処 分 書

令和5年度水俣市の一般会計補正予算（第7号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和5年7月20日専決

水俣市長 高岡利治

（専決処分を必要とする理由）

電力・ガス・食料品等価格高騰の緊急支援のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

(別 紙)

令 和 5 年 度

水俣市一般会計補正予算書

## 令和5年度 水俣市一般会計補正予算（第7号）

令和5年度水俣市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,017千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,099,739千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第7号）

歳 入 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
19 繰越金		14,070	10,017	24,087
	1 繰越金	14,070	10,017	24,087
補正されなかった款に係る額		16,075,652		16,075,652
歳 入 合 計		16,089,722	10,017	16,099,739

歳 出 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
4 衛生費		1,868,074	10,017	1,878,091
	4 環境対策費	130,684	10,017	140,701
補正されなかった款に係る額		14,221,648		14,221,648
歳 出 合 計		16,089,722	10,017	16,099,739

令和5年度

水俣市一般会計補正予算説明書

令和5年度 水俣市一般会計歳入歳出補正予算（第7号）事項別明細書

1 総括

（歳入） （単位：千円）

款	既定額	補正額	計
19 繰越金	14,070	10,017	24,087
補正されなかった款に係る額	16,075,652		16,075,652
歳入合計	16,089,722	10,017	16,099,739

（歳出） （単位：千円）

款	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 衛生費	1,868,074	10,017	1,878,091				10,017
補正されなかった款に係る額	14,221,648		14,221,648				
歳出合計	16,089,722	10,017	16,099,739				10,017

2 歳 入

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 繰越金	14,070	10,017	24,087	1 前年度繰越金	10,017	前年度繰越金 10,017
計	14,070	10,017	24,087			

### 3 歳 出

(款) 4 衛生費

(項) 4 環境対策費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
4 環境モデル 都市推進費	10,171	10,017	20,188				10,017	12 役務費	17 通信運搬費 郵便料 17	
								19 負担金、 補助及び 交付金	10,000 省エネ家電製品買換え促進補 助金 10,000	
計	130,684	10,017	140,701				10,017			